

二十二年癸丑、**飯野の高宮**に遷りて、四箇年齋き奉る。時に飯高の県造の祖乙加豆知命を「汝が国の名は何ぞ」と問ひ賜ふ。白さく、「意須比飯高国」と白して、神田並びに神戸を進る。倭姫命、「飯高しと白す事貴なり」と悦び賜ひき。次に佐奈の県造の祖弥志呂宿禰命に、「汝が国の名は何ぞ」と問ひ賜ふ。白さく、「許母理国の志多備の国、真久佐牟久佐向ふ国」と白して、神田・神戸を進る。又大若子命を、「汝が国の名は何ぞ」と問ひ賜ふ。白さく、「百張蕪我の国、五百枝刺す竹田の国」と白しき。其の処に御櫛落し給ひき。其の処を櫛田と号ひ給ひ、**櫛田社**を定め賜ひき。是の処従りして、御船に乗り給ひて、幸行なりたまひて、其の河後の江に到り坐す。時に魚自然に集まり出でて、御船に参乗りき。尔の時倭姫命見そなはし悦び給ひて、其の処に**魚見社**を定め賜ひき。其従り幸行なるに、御饗奉る神参り相ひたてまつりき。「汝が国の名は何ぞ」と問ひ給ふ。白さく、「白浜真名胡の国」と申す。其の所に**真名胡神社**を定め賜ひき。又乙若子命、麻神・蕪靈等を以て倭姫命に進りて、祓解へしむ。陪従人に及び、弓劍を留めて、兵と共に飯野の高丘に入り座します。遂に五十鈴宮に向ふことを得たまへり。尔れ自り以来、天皇の太子、齋宮、馭使・国司人等に及ぶ如き、此れ等の川に到りて解除を為し、鈴の声を止むる。此れ其の儀也。其れ従り幸行して、佐佐牟江に御船泊まり給ひ、其の処に**佐佐牟江宮**造り坐しませしめ給ひき。大若子命「白鳥の真野国」と国保伎白しき。其の処に**佐佐牟江社**を定め給ひき。其の処従り幸行したまふ間に、風浪無くして、海の塩大与度に与度美て御船をして幸行せしむ。其の時倭姫命悦び給ひて、其の浜に**大与度社**を定め給ひき。(分注略)

二十五年丙辰春三月、飯野の高宮従り**伊蘩宮**に遷幸なりまして坐しませしめき。時に大若子命に問ひ給はく、「汝が国の名は何ぞ」と。白さく、「百船度会国、玉掇ふ伊蘩国」と白して、御塩浜並びに林を定め奉りき。此の宮に坐しまして供奉す。御水の在所は、御井の国と号ひき。時に倭姫命詔はく、「南の山の末を見給へば、吉き宮処可有と見ゆ」と詔ひて、御宮処覓ぎに大若子命を遣しき。倭姫命は皇太神を戴き奉りて、小船に乗り給ふ。御船に雑の神財並びに忌楯杵等を留め置きて、**小河**従り幸行したまひき。其の河よりして御船後り立ちき。尔の馭使等、「御船宇久留」と白しき。其の処を宇久留と号ひき。其の処従り幸行するに、速河彦詣で相ひき。「汝が国の名は何ぞ」と問ひたまふ。白さく、「畔広の狭田国」と白して、佐佐上の神田を進りき。其の処に**速河狭田社**を定め給ひき。其の処従り幸行するに、高水神参り相ひき。「汝が国の名は何ぞ」と問ひ給ふ。白さく、「丘高田深坂手国」と白して、田上御田を進りき。その処に**坂手社**を定め給ひき。其の処従り幸行するに、河尽きき。其の河の水寒く有りき。則ち寒河と号ひき。其の処に御船留め給ひて、即ち其の処に**御船神社**を定め給ひき。其の処従り幸行する時に、御笠服給ひき。其の処を加佐伎と号ひき。大川の瀬を渡り給はんと為たましに、鹿の完流れ相ひき。「是れ悪し」と詔ひて、度り坐しませざりき。其の瀬を相鹿瀬と号ひき。其の処従り河上を指して幸行すれば、砂流るる速瀬有りき。時に真奈胡神参り相ひて、度り奉りき。其の瀬を真奈胡御瀬と号ひて、**御瀬社**を定め給ひき。其の処従り幸行するに、美地に到り給ひぬ。真奈胡神に、「国の名は何ぞ」と問ひ給ひき。「大河の滝原の国」と白しき。其の処を宇大の大字祢奈を為て、荒草を茹り掃はしめて、**宮**造して坐させしめき。「此の地は皇太神の欲給ふ地には有らず」と悟したまひき。